

(資料)

A・H・ダニーロフ

## ネッカー下流の流域における

## 8世紀後半—9世紀はじめのドイツ村落〔Ⅱ〕

(ロルシュ修道院記録集の資料による)

ハンドシュスハイム村出身の寄進者たちの社会的本性にかんする問題にたいして回答するところみにうつるまえに、われわれは、史料がわれわれにゆるすかぎりにおいて、ハンドシュスハイム村をマルク共同体として考察しなければならない。というのは、このように考察することによって、われわれは、われわれが以上において部分的にしかその経営をすることができなかった寄進者たちの生活していた社会環境を、ある程度はより具体的にえがきだすことができるからである。南部ならびに西南ドイツに関係のある8—9世紀の史料を素材として、初期中世の条件の生産過程におけるマルク共同体の役割を専門的に考察したのは、ア・イ・ニュースィヒンである<sup>1)</sup>。彼は、つぎのような結論に達した。すなわち、ここでは封建制度が発展していくという条件においても、エフ・エンゲルスが指摘したように<sup>2)</sup>、マルク共同体はその経済的意義を維持したのであるが、そのばあいにはこのマルク共同体は、「マルク共同体が、だれか1人の大封建領主によって完全に支配されておらず、大封建領主とならんで、小領主的な型のアロッド所有者もマルク共同体のなかにはいりこんでいたばあいには」、もっともその経済的意義を維持した。「というのは、小領主的な型のアロッド所有者は、大世襲領主よりもよりいっそう、マルクの経済秩序にしたがわないわけにはいかなかったからである。まして、小世襲領主の多数は、共同体自体の出身であったから、なおさらそうである」<sup>3)</sup>。ア・イ・ニュースィヒンがいろいろの史料を素材としてしめしているように、封建制度の発生という条件においては、「マルク共同体は、……きわめて種々様々な社会的構成員……をともなった生産組織として、……変形された形態において存続しつづけるのである」<sup>4)</sup>。

1) ア・イ・ニュースィヒン「8—9〔10?〕世紀の南部ならびに西南ドイツにおける共同体の構造」、論文集『中世』第4集、1953年、第5集1954年〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、所収〕。19世紀おわり—20世紀前半のドイツ史学とはちがって、ア・イ・ニュースィヒンは、たんに大土地所有—主として教会の—の成長と、この大土地所有の形成にさいしてその財産が犠牲にされていった寄進者たちの社会的本性とを研究するための史料としてだけでなく、共同体的付属地の存在とかくむすびついた生産組織としての村落を研究するための史料としての修道院記録集資料の意義を、納得のいくようにしめた。

- 2) エフ・エンゲルス『ドイツ農民戦争』、付録第1部「マルク」、モスクワ、1952年、123ページ[『マルクス＝エンゲルス選集』第16巻、258ページ]を参照せよ。
- 3) ア・イ・ネウシヒン「8—9 [10?] 世紀の南部ならびに西南ドイツにおける共同体の構造」、論文集『中世』第4集、36ページ [国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、65ページ]。
- 4) ア・イ・ネウシヒン「8—9 [10?] 世紀の南部ならびに西南ドイツにおける共同体の構造」、論文集『中世』第5集、26ページ [同上、122ページ]。

この見地からすれば、ハンドシュスハイム村は、このようなマルク共同体のいくつかの指標をあかすみにだしてくれる。ハンドシュスハイムという居住地点は、その住民たちの所有地もしくは保有地であった土地をも、またハンドシュスハイム・マルクのなかにふくまれた森林その他の付属地をもともなった有機的統一体としてあらわれたということは、まったく疑いのないところである<sup>1)</sup>。しかし、ハンドシュスハイムというマルク近隣者共同体は、われわれの史料から判断することができるかぎりでは、その成員たちの生産活動全体をそのなかにある程度とじこめた経済的に孤立化した単位ではない。このばあいにわれわれが考慮にいれなければならないのは、たんに、ハンドシュスハイム外の所有者であった諸人物がこの村に存在していたということだけではない——といっても、このような所有者がほぼ40人も存在していたということは、この問題を考察するさいにやはり深い意味をもっているのであるが——<sup>2)</sup>。主要な点は別のところにある。ハンドシュスハイムならびに Lobdengau の他のマルク共同体に関係のある書状の内容からみとめられるように、ときには修道院は、なんらかの一つのマルク共同体に帰着させることができないような経済上の対象を獲得することもあった。このような寄進地は、一定の生産上の複合体であるが、それとともにそれらは、純経済的な点では一つのマルク共同体のわくからはみでている。このことは、ときには書状の作成者——そして、おそらくは寄進者自身も——が、寄進の対象をなんらかの一つのマルク共同体に帰着させることが困難であったり、あるいは、譲渡される財産のなかでどれか、ある一つのマルク共同体の構成分子であり、またどれか、別のマルク共同体の構成分子であったかを正確に指示することが困難であったばあいもあるということから、あきらかである。

1) 《...in Hanscusheimer marca dimidium iurnalem de terra aratoria》 [Hanscusheimer marca において半ユルナールの耕地を……] ——第2623号 (769—778年) ——。《... quidquid Hucbertus in tribus marchis habere visus fuit in Hantscusheim videlicet et Dossenheim, et Svaboheim》 [フクベルトウスが三つのマルクにおいて、すなわち、Hantscusheim, Dossenheim, Svaboheim においてもっているとおもわれていたものをすべて……] ——第356号 (792年) ——。《...meum proprium in Odenwalt silva in Hantsuhesheimer marca...》 [Hantsuhesheimer marca のなかの Odenwalt 森におけるわたしの新墾地を……] ——第313号 (772年) ——。《...in Hantscuhheim marca I

bifangum quem pater meus proprisit in silva, quae Hantscuhesheimer marca aspicere videtur》 [...Hantscuhesheimer marca に面しているようにおもわれる森においてわたしの父が占取した一つの新墾地を、 Hantscuhheim において……] ——第329号 (778年) ——。われわれは、おなじような資料を、Lobdengau の他の諸村落にかんして引用することができる。マルク共同体の成員——たとえば国王であっても——はそこではたんに一定の利用権だけをもっているにすぎないような共同体的付属地としての森林は、Lobdengau では、すでに9世紀のなかばになってもまだ確認される。すなわち、ルードウィッヒ・ドイツ王とトット某とのあいだの土地交換を定式化している858年(第32号)の書状では、後者の財産のなかで、つぎのようなものが指示されている。《prata ad ipsa loca pertinentia, seu waltmarca, quae de ipsis curtilibus semper habere visus fuit ille et sui antecessores》 [あれこれの先人たちが、その庭畑地に応じてつねにもっているようにおもわれたところの、その場所に所属するいろいろの採草地、あるいは waltmarca]。そのかわりにトットは、国王から、《in pago Lobdengawe, in comitatu Wernharii, in villa quae dicitur Walestat...prata in compensatione superiorum, et similiter waltmarca ad ipsa loca pertinentia》 [Lobdengaw というガウのなかで、Wernhari 伯領において、Walestat とよばれている村で、前述のものなどの引きかえとして採草地を、そしておなじようにその場所自身に所属する waltmarea...] をうけとっている。このようにして、Lobdengau にかんしては、森林は res nullius [無意味なもの] であるという理論 (R. Hildebrand. Recht und Sitte. T. I. Jena, 1896, S. 179—180; A. Dopsch. Verfassung-und Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters, S. 271; F. Liitge. Die Agrarverfassung des frühen Mittelalters, S. 320) はなりたたない。

- 2) 所有者のなかには、隣接諸村落に存在した生産上の複合体の富源を利用することによってはじめてハンドシュスハイムにおける自分の土地 (それが、1—2のぶどう園、わずかな地面の耕地だけにすぎなかったばあいにおける) を耕作することができたものもいる。逆に、他の所有者にとってはハンドシュスハイム外の彼らの土地は、生産上では、ハンドシュスハイム村における彼らの経営の付加物にすぎなかった。もちろん、われわれは、1人の人物に所属していたが、しかし Lobdengau や同様に他のガウにも存在していたところのいろいろの土地を利用する生産上の単位を仮定するなんらの根拠をもちえない (いろいろのガウの隣接諸村落をともしる事例は、一般的状況をかえうるものではない)。

Nanthart と彼の妻 Reginsvint は、《in Sickenheim I mansum...et inter Ulvinisheim et Sickenheim de terra araturia iurnales XXXI...》<sup>1)</sup> [Sickenheim において一つのマンズを、また、Ulvinisheim と Sickenheim とのあいだで31ユルナルの耕地を……] ロルシュへ譲渡した。ロルシュが獲得したところのかつては一組の夫婦に所属していた財産対象は、二つのマルク近隣者共同体に同時に存在した生産上・経済上の複合体であったとい

うことはあきらかである。788年にアルトマン某によっておこなわれた寄進の対象は、書状では、つぎのようなかたちで書かれている。《...in Dossenheim et in Hantscuhesheim XV iurnales de terra, et I vineam, et quidquid ibidem habere visus fui》<sup>2)</sup> [Dossenheim ならびに Hantscuhesheim において15ユルナルの土地、一つのぶどう園、そして、そこでわたしがもっているとおもわれていたものすべてを……。]。おなじように、エルカンベルトは、《inter Hantsuhesheim et Tuitilesheim XX iurnales de terra araturia》<sup>3)</sup> [Hantsuhesheim と Tuitilesheim のあいだで20ユルナルの耕地を]、799年に譲渡した。828年に Berolf は、《inter Hantscuhesheim et Hillenbach iurnalem I et pratum ad feni carradam》<sup>4)</sup> [Hantscuhesheim と Hillenbach とのあいだで1ユルナルと、1荷車分の乾草のとれる採草地とを]、ロルシュへ譲渡した。もしもこの寄進においては、対象が完全な経済上の複合体ではないとすれば、この対象が隣合せの二つの村に存在しているのだから、従前の土地所有者は、この対象を同一の経営の構成分子として耕作したと考えるとさしつかえない。したがって、この同一の経営は、ハンドシュスハイム・マルク共同体だけに、あるいはギッレンバッハ・マルク共同体だけにふくまれていたものとしては考察することができない。

- 1) 第655号 (825年)。村と村とのあいだの距離は、2キロメートル以下である。
- 2) 第439号。村と村とのあいだの距離は、4キロメートルである。
- 3) 第359号。Tuitilesheim は、ハンドシュスハイムの南西8キロメートルのところにある。
- 4) 第378号。

注目にあたいるのは、《I bifangum inter Edinden et Grensheim, cui adiungitur [adjungitur] ex una parte Wibilingero marca, ex altera ratio [ratione] sancti Nazarii》<sup>1)</sup> [聖ナザレへの別の考慮によって Wibilinger marca と部分的にくみあわされている Edingen と Grensheim とのあいだで、一つの新墾地を] 譲渡した Muatolf 某が、寄進者としてあらわれた書状である。このようにして、占取は森林付属地においておこなわれたのであるが、この森林付属地は、あきらかに、グレンツホーフならびにエディンゲンの住民たちに所属し、一方ではヴィプリンゲン・マルク共同体の森林と、他方ではすでにロルシュ修道院の財産となっていた森林とに境を接していたのである。グレンツホーフとエディンゲンとは、まだ最近までは一つのマルク共同体をなしていたものと考えられる<sup>2)</sup>。これらにとっての共有森が存在していたことは、このことのなごりである。ハンドシュスハイムの南方2キロメートルのところにあったノイエンハイム村にかんしては、書状のなかの一つが直接的に証明しているところによれば、8世紀の80年代にはこの村は、ハンドシュスハイム・マルク共同体の構成分子になっているものとしてみなされていたこともある<sup>3)</sup>。あきらかにこれらの事実、個々のマルク共同体において二つあるいはそれ以上の村への分界がまだ最終的には完成されていなかったばあいには、以前に一つのマルク共

同体を構成していたいくつかの村落の住民たちによって、付属地があいかわらず共同利用されていたということを証明しているのである。もちろんこのばあいには、かなりながいあいだにわたって、つぎのような人物が、ある程度の人数は存続していたにちがいない。すなわち、彼らは、一つの村落ではなく、二つあるいはそれ以上の隣合せの村落において、耕地、ぶどう園、その他を同時に所有していたが、そのばあい、生産上の複合体としてのこのような所有者の経営は、なんらかの一つのマルク共同体に帰着させることが無条件にはできなかったのである<sup>4)</sup>。このような種類の諸事実はかならず封建化過程の所産であり、またたんに所産であるにすぎないと考えること、まして、それらはつねに封建的生産関係の確立の所産であると考えすることは、根拠のないものである。

- 1) 第695号(882年)。Edingen, Grensheim, そして Wibiling は、地形上では、それぞれの辺がほぼ2.5キロメートルの三角形を形成している。
- 2) といっても、8世紀の最後の三分の一には、グレンツホーフならびにエディンゲンは、それぞれ、すでに独自のマルク共同体であったということは疑いもない。
- 3) 《...super fluvium Necker, in Niwenhofen, in confini Hantschuhsheim I vineam...》〔ネッカーの流れをこえて、Hantschuhsheim の境界内における Niwenhofen において、一つのぶどう園を……〕——第275号(785)——。つぎの文章を対照せよ。《...in Sickenheim quae est in Clophheimer marca iurnales de terra araturia》〔...Clophheimer marca にある Sickenheim において、1ユルナルの耕地を〕——第649号(801年)——。また、第648号(797年)をも参照せよ。しかし、782年の第631号の書状は、つぎのようにつたえている。《in Sickenheim unum mansum et quidquid in eadem marca ad ipsum mansum pertinere videtur》〔Sickenheim においての一つのマンスト、そのマルクにおいてそのマンスト自体に所属するとおもわれているすべてのものとを〕。
- 4) ヴォルムス・ガウに関係のあったいろいろのロルシュ書状の資料によっても、おなじような観察をおこなうことができる。ベルメルスハイム、グントスハイム、ダールスハイム(これらの諸村落のなかでもっとも遠いグントスハイムとダールスハイムとのあいだの距離は、7—8キロメートルにひとしい)という諸村落に同時に存在していたいろいろの経済上の複合体の存在は、第1031号(825年)ならびに第1042号(825年)の書状からみうけられる。第1031号の書状では、Folcradis の寄進が定式化されている。寄進の対象は、《in Bermersheim marca tertiam partem de uno manso et unam vineam et inter Bermotesheim et Guntheim iurnales X》〔Bermersheim marca においては一つのマンスの三分の一、そして、Bermotesheim と Guntheim とのあいだでは10ユルナル〔を〕〕である。第2の書状においては、司祭の Erembrecht は、《in Bermersheim de uno manso tertiam partem et unam vineam et inter Bermersheim et Guntheim et Dagolfesheim iurnales XII, et tres petiolas de prato in Guntheim et quicquid in istis villis sive marcis habere visus sum excepta una vinea in Ber-

mersheim》〔Bermersheim において一つのマンスの三分の一と一つのぶどう園を、Bermersheim と Guntheim と Dagolfesheim とのあいだでは12ユルナールを、Guntheim においては採草地の三片部を、そして、それらの村あるいはマルクにおいわたしがもっているとおもわれていたものを Bermersheim における一つのぶどう園をのぞいてすべて〕、ロルシュへ譲渡した。このようにして、いずれのばあいにも、中位の大きさのフーフエの三分の一が寄進の対象としてわれわれのまえにあらわれ、しかもこのフーフエは、ベルメルスハイム・マルク共同体外にも存在したいろいろの地面からなっていた。ベルメルスハイム村とグントスハイム村とのあいだのうえに指摘したような関連は、あきらかに偶然的なものではなかった。801年には3人の寄進者が、《in Guntheim marca et Bermersheim unum mansum cum ediftio superposito et XX iurnales de terra aratoria et unam vineam et quinque mancipia》〔Guntheim marca ならびに Bermersheim において、そのうえにおかれた建造物をともなった一つのマンス、そして20ユルナールの耕地、そして一つのぶどう園と5人のマンキピアを〕、ロルシュへ譲渡した(第1061号)。おなじように、第1067号(838年)、第1066号(852年)、そして第1069号(874年)を参照せよ。最後の書状では、寄進の対象——耕地——は、ベルメルスハイム、グントスハイム、ならびにダールスハイム村にあった。

エフ・エンゲルスは、マルク制度の歴史を考察して、つぎのように書いた。「……史料によって過去にさかのぼりうるかぎりでは、われわれは、ドイツにおけるいたるところで、一つのマルク共同体に結合された多数あるいは少数の村をみいだす」<sup>1)</sup>。とくにライン東岸における諸地方にたいして、エフ・エンゲルスはつぎのような考えをのべた。すなわち、フランク・カロリング王国へこれらの諸地方が服従したときには……、「マルク共同体の重心は、あきらかにガウにあった。ガウは、本来は、マルク共同体を包含していた」<sup>2)</sup>。うえに考察したロルシュ修道院記録集の資料においては、おそらくわれわれは、ネッカー河下流の地域における共同体制度発展のつぎのような段階の遺制、すなわち、それぞれのマルク村落共同体がガウのマルクの構成部分にすぎなかったような段階の遺制を、部分的にみとめなければならないであろう。

1) エフ・エンゲルス『ドイツ農民戦争』、付録第1部「マルク」、115ページ〔『マルクス＝エンゲルス選集』第16巻、248ページ〕。

2) 同上、115ページ〔同上、248ページ〕。

歴史文献においては、二つあるいはそれ以上の村落において同一の寄進者がいろいろの土地財産をもっていることは、それ自体で、彼が世襲領主に所属する確実な証拠であるという意見が、広範にひろまっている<sup>1)</sup>。社会的属性をきめるこの規準は、普遍的なものであるとみとめることはできないし、また、いちじるしい制約を必要としている。寄進者がいくらかの(2—3の)居住地点において財産をもっていたばあいには、われわれは、寄進の対象、寄進者自身、そして他のモメント(寄進の条件)をあれこれの程度に特徴づ

けることができるような設事情や設事実の全体を、できるかぎり具体的に分析しなければならない。おなじように、われわれは、同一の人物がそこで財産をもっていたいろいろの居住地点の間隔と、これらの居住地点が過去において同一のマルク共同体のなかにはいつていたかどうかということを考慮しなければならない。

1) たとえば, W. Wittich. Die Frage der Freibauern. Sonderdruck aus der *«Zeitschrift der Saviny-Stiftung für Rechtsgeschichte»*. G. A. Bd XXII, 1901, S. 59; E. Schill-Krämer. Organisation und Grössenverhältnisse des ländlichen Grundbesizes. *«Vierteljahrschrift für Sozial-und Wirtschaftsgeschichte»*, Bd XVIII, 1924, S. 255 を参照せよ。

経済的見地からすれば、同一の所有者がハンドシュスハイムおよびハンドシュスハイムから15キロ・メートルまでの距離ではなれている7—8の村落に存在しているということは、それ自体では、これらの所有者をすべて封建的所有者——たとえ封建的小所有者であるにせよ——として位置づけるためのなんらかの当然な論証としては役だちえない<sup>1)</sup>。父ならびに母、そして他の2—3人の労働能力ある家族員からなりたっており、非自由民の労働力をその経営においてはもっていなかったような家族、——このような家族でさえも、彼らは、いろいろのカテゴリーの20—25モルゲンの土地をふくんだそのアロッドをハンドシュスハイムにおいて耕作し、さらにそのうえ、3—4荷車分の乾草をあつめることができた採草地——といっても、このような採草地は、なんらかの他のマルク共同体に、たとえばジッケンハイム、あるいはドッツェンハイム、あるいはギッレンバッハ内に存在したのであるが——の地面において草刈りをすることができた。わずかな地面のぶどう園、あるいは2モルゲン、4モルゲン規模の耕地の耕作についても、あきらかに、おなじことをのべなければならない。まして、2—3人の非自由民の労働力をさらにそのうえもっていたところのより多数の家族にとっては、このことは、なおさらのことあてはまったのである<sup>2)</sup>。それゆえ、われわれは、782年にハンドシュスハイムにおいて寄進し、787年にはジッケンハイムにおいて寄進した Wolfgoz<sup>3)</sup>は、ふつうの自由なアロッド所有者的共同体員であり、封建的所有者ではないと考えることにたいして、なに一つとして確実な反証をあげることができない。あるいは、767年にハンドシュスハイムにおいて2モルゲンの規模のぶどう園を寄進し、782年にシュヴェッティンゲンにおいて一つのマンスを寄進した Alaicho と彼の妻 Bertsvint<sup>4)</sup>を、なにゆえに、すでに形成された封建的所有者であると考えなければならないであろうか？

- 1) もちろん、このことは、ふつうは農民的な型の所有者だけが、7—8の諸村落においていろいろの地面を同時にもつことができたということを意味するものではない。
- 2) サン・ベルタン修道院記録集の資料を分析して、ア・デ・ウダリツォフもまた、9世紀の西部フランドルでは自由な村落のなかにおいて、他の諸村落出身の農民もしくは領主に所属した小地面が存在していたという結論に達したのである。ア・デ・ウダリ

ツォフは、このような地面は、「ときには、相続にさいしての分割の結果として農民地面が細分化された自立的な結果であるばあいもある」〔ア・デ・ウダリツォフ 『カロリング・フランドル農業史論』、53ページ〕、と考えている。

3) 第335、第643号。

4) 第288、第758号。

しかし、うえにのべてきたことすべては、ネッカー河下流の流域の諸村落における共同体員の経営構成のわれわれによって確認されたような特質が、ロルシュ修道院記録集のなかのこの地域にとって映しだされている封建的關係の成立過程にたいしてまさに直接の關係をもっていないということの意味するものではない。一つのマルク共同体外に存在したいろいろの地面からその一部分がなりたっていたところの經濟上の複合体を、農民的な型のアロッド所有者の共同体員がもっていたということは、——マルク共同体内部でアロッド所有者のなかから封建的所有者が上昇してくるにしたがって、またのちには、ロルシュ聖堂のような封建的所有者がこの地域に出現した結果として——、アロッド的な土地や他の方法で獲得された土地、および共同体的付屬地にたいする封建的な横奪を、疑いもなく容易にしたのである。その基本的な核が他の村落に存在した経営におけるたんに補足的な要素としてのみ彼らのそれぞれにとってあらわれた小地面をここでもっていた多数の人物がその構成員としてふくまれていたマルク共同体、——このようなマルク共同体は、その内部における封建的關係の確立にたいしてかなりながいあいだ抵抗することをたすけるところの内部的に統一された集団としてあらわれることが、おそらくはもっともすくなかったであろう。まさにそれゆえに、このようなマルク共同体における封建的所有者は、まずはじめに農民的な型の所有者の小地面を自分のものにすることによって、彼らが将来においてマルク共同体における決定的社会勢力に転化することを可能にする社会的な威信を獲得した。

しかし、われわれが提起したこれらの比較対照はすべて、つぎのようなばあいにのみあてはまるにすぎない。すなわち、それは、封建的所有ならびに封建的搾取の対象へのふつうの共同体員の経営の転化が一举におなわれるだけではなく、「部分的に」もおこなわれえたようなばあいにのみあてはまるわけである。このばあいには、封建的所有者は、はじめは自由な共同体員の土地の若干の地面だけを横奪したにすぎない。専門文獻においてフランツ・グートマンは、自由民——一つのフーフエの所有者——は、自分の經濟上の複合体の構成諸要素のなかの一つだけを教会へ譲渡するようなことにはならなかった、なぜならば、そのばあいには寄進者の経営において生産過程をつづけることができなくなったからであるという考えをのべた<sup>1)</sup>。この見地からすれば、ハンドシュスハイム村出身の幾十人という寄進者は、封建的な型の所有者として位置づけなければならない。しかし、このような見地は、修道院記録集資料の分析にさいしてしかるべきものであるか？ この疑問にたいして否定的な回答をあたえさせるいくつかの証拠が存在してい



る。

- 1) Fr. Gutmann. Die soziale Gliederung der Bauern, S. 176—177. こういった考えは、経営の諸要素のなかの一つの寄進が、従来の生産上の複合体のなかからのその除外をつねにもたらしたようなばあいだけに、すなわち、一般にこの寄進が農民的懇願のこの領域内には存在しなかったようなばあいだけになりたつにすぎない。

ハンドシュスハイム村からのいろいろの書状は、土地財産の一部分だけが寄進者によって譲渡される事例を豊富にあたえる。しかし、寄進者がたとえ農民的な型の所有者であるとしても、彼が、土地の一部分を寄進したのちにもはや自分の経営では収支あいつぐなわすことができないと考えるだけの根拠をあてる規準は、どこに存在するであろうか？ 半モルゲンあるいは1モルゲンの耕地を譲渡したのちにおける8世紀の農民的な型の自由な共同体員の経営は、もはや経済的に零落する瀬戸際にたっていたなどと主張するだけの根拠が存在するであろうか？ あるいは、一つのぶどう園や共同体の森林における小さな占取地の譲渡は、はたして、このような経営の崩壊をただちにともなったであろうか？ あきらかに、このような寄進をおこなったのちにも農民的な型の共同体員は、自分の経営を当分はいとなむことができた。それだけではなく、寄進の事情を考察するにあたって、農民はなににたいしてもっとも関心をもっているかという前提だけから出発するならば、それはとうてい正しくないであろう。本質的にいえば、自立した経営をおこなう自由な共同体員としての農民は、自分が農奴に、あるいはあれこれの程度の封建的隷属者に転化することにたいしては、一般的にはとうてい関心をもたなかったであろう。あきらかに問題は、自由な共同体員が多かれ少なかれなににたいして関心をもっていたかということではなく、急速に強まりつつあった封建的土地所有がどのような方法で、どのような中間の環をつうじて、ふつうの共同体員の土地を自分の手に獲得したかということに存在するのである。農民的な型の共同体員の経営全体を一挙に隷属的保有地へ転化させることができなかつたところでは、封建的所有者がこのよな行動を部分的にしかおこなわなかつたということは、疑いえないところである。

修道院記録集資料によれば、われわれは、これがどのようにしておこなわれたかということ、具体的な事実にもとづいてしらべることができるばあいがある<sup>1)</sup>。Wolfbert某は、780年に7モルゲンの耕地を譲渡した<sup>2)</sup>。7年たってから、Wolfbertは妻のVodilhiltといっしょに、最初の寄進がおこなわれたおなじマルク共同体において、15モルゲンの土地をともなった屋敷地をロルシュへ寄進した。同時に夫婦は、自分たち自身を寄進した、すなわち、自分たち自身がロルシュ修道院へ人身的・農奴的に隷属することをみとめた<sup>3)</sup>。780年におけるヴォルフベルトの経営全体は、非自由民の労働力を管理していなかつた農民的な型の共同体員の経営であつたということは疑いない。この経営は、屋敷地、22モルゲンの土地からなりたち、あきらかにこの経営の所有者は、彼が生活していた村落の共同体的付属地を利用していたということは、さらにまた疑いのないところであ

る。780年に7モルゲンの土地を修道院へ寄進したのちに、ヴォルフベルトは、ロルシュの農奴にならざるをえなくなるまでに、人身的自由と自分の財産としてのこされた土地とをなお幾年かのあいだ維持することができた。

1) この問題にかんする史料が制限されていることと関連して、われわれが利用する資料は、たんに Lobdengau からのロルシュ書状だけにはかぎられない。

2) 第2870号。

3) «...I mansum, in pago Wingartheiba in Scaffenzer marca, et XV iurnales, et nosmetipsos...» [一つのマンスを Wingartheiba というパグスのなかで Scaffenzer marca において、そして15ユルナルを、またわれわれ自身を……]——第2867号(787年)——。

Wolfbert と Vodilhilt のばあいには、彼らは、その土地のすべてが一つのマルク共同体内にあった農民的な型の所有者としてあらわれたが、他方ではロルシュ修道院記録集は、その土地財産がたがいに隣合せの若干の居住地点に存在した人間にかんしても、おなじような過程を確認している。779年と783年とのあいだの期間に、Adalmunt は、《X iurnales de terra araturia in Babenheim situs, et I vineam, in Guirnheim, sive in Rodenbach, et dimidium campum eidem vineae coniunctum [coniunctum]》<sup>1)</sup> [Babenheim に存在する10ユルナルの耕地、Guirnheim あるいは Rodenbach における一つのぶどう園、そしてそのおなじぶどう園に接している畑の半分を]、ヴォルムス・ガウにおいてロルシュへ譲渡した。793年には、Adelmunt は、すでに妻の Berhtgart といっしょに<sup>2)</sup>、第838号の書状においてなざしされているものをふくむ四つの居住地点<sup>3)</sup>において、屋敷地、15モルゲンの土地、《ex quibus colligi possunt XV situlae vini》[それから15シトラのぶどう酒をあつめることができるころの] 三つの場所におけるぶどう園、2荷車分の乾草のとれる採草地、《et nosmetipsos ad serviendum》<sup>4)</sup> [そして、義務をはたすためにわたくしども自身を]、譲渡した。

1) 第838号。

2) このばあいにはヴォルフベルトの第2回目の寄進のばあいとおなじように、たんに家長だけではなく彼の妻も寄進者としてあらわれたということが、注目されるのである。あきらかに、夫婦の共同寄進は、もしも経済上の複合体が完全に全部譲渡されることが問題になっているとするならば、一般に特別の注目をひきつけるにちがいない。

3) これらの居住地点のなかでもつとも遠くはなれている居住地点のあいだの直線距離は、10キロ・メートルをこえない。

4) 第839号。

もちろん、修道院が、はじめはアロッド所有者的共同体員の経営の一部分を、のちには彼の財産の全部を完全に獲得したからといっても、それは、寄進者の人身的自由の喪失をかならずしもともなったわけではないが、しかし、彼がこのばあいには封建的的被搾取者に転化したということは疑いのないところである。Hemming ならびに Amaltrudis 夫

婦は、Lobdengauにおいて、すでにわれわれのしているグレンツホーフ村で、屋敷地と28モルゲンの耕地とを寄進した。<sup>1)</sup>7年たってから、おなじ村で彼らは、《illum mansum cui supersedere videmur, cum casa superposita, et sepibus, terris, pascuis, perviis, silvis, aquis aquarumve decursibus, omnia et ex omnibus quae ibidem habere visi fuimus》<sup>2)</sup> [うえにおかれている小屋、および垣、土地、放牧地、小径、森林、水または水流といっしょに、そのうえにわれわれが座しているとおもわれるかのマンスを、すべてのものを、しかも、われわれがそこで所有しているとおもわれていたすべてのもののなかから]、ロルシュへ譲渡した。ヘミングを農民的な型の共同体員として位置づけることは、完全に正しい。付属物法律文例のなかには非自由民の記述は存在しないが、書状のテキストがよりいっそう具体的ななばあいには、非自由民の存在は、疑いもなく指摘されるであろう。書状からあきらかなように、譲渡されているのは、《unum mansum cui supersedere videmur》 [そのうえにわれわれが座しているようにおもわれる一つのマンス[を]]である。それだけではなく、ヘミングは、グレンツホーフをのぞいてはどこにも財産をもっていなかったということはあきらかである。

1) 第662号(771年)。

2) 第664号(779年)。

3) いずれにせよ、彼は、ロルシュ修道院記録集の全体をつうじて、寄進者もしくは証人としてはもはやどこにもみうけられないのである。

ヴォルフベルト、アダルムント、そしてヘミングの寄進の対象を比較対照してみるならば、われわれは、農民的な型の共同体員の経営にとっての、そしてそれと同様にこのような所有者の部分的な土地寄進にとっての境界がいちじるしく可動的であると結論しなければならない<sup>1)</sup>。この点で検討しておかなければならないのは、フルダ修道院記録集のなかの第358号の書状である。Randolf 某は、4モルゲンの耕地、2モルゲンのぶどう園、7荷車分の乾草のとれる採草地、寄進者ならびに彼の息子がそこに居住した二つの庭畑地を、修道院へ譲渡した。修道院がうけとった土地の規模からすれば、この寄進は、なんらいちじるしい点をしめしてはいないし、このような型の対象の寄進は、いろいろの修道院記録集のなかにたえずみうけられる。ところで、研究者たちはふつう、このような寄進をおこなうことができたのはじつに封建的所有者であるという理由で、それらの対象を農民的な型の寄進地のなかにはいれていない。しかし、書状は、寄進者の農民的地位を疑いのないものとする重要な指示をふくんでいる。すなわち、彼の息子は、寄進の瞬間にはすでに修道院のセルヴスであった<sup>2)</sup>。あきらかにランドルフは、書状によって書きとめられた寄進までに、あれこれの方法でアロッド的財産の一部を奪われていたのである。それだけではなく、彼の息子は、すでにフルダのセルヴスになっていた<sup>3)</sup>。しかし、このことのすべてののちにもランドルフは、しばらくのあいだはあいかわらず農民的な経営の所有者であり、書状の意味からすれば、法律的にはその後自由な人間

としてみなされたにちがいないのである。

- 1) 文献においては、農民的な型の自由な共同体員の土地財産の規模にかんする問題がしばしば提起されてきたが、この問題は、ドイツの全地域にとってひとしく役にたつ一義的な回答をうけとることができないということはあきらかである。
- 2) 《...ego Randolf mea quae laboravi trado pro animam meam ad monasterium sancti Bonifatii et post obitum meum Wolfhah filius meus servus vester habeat illud in vestram ad arandum et duas ariolas in quibus habitemus ego et filius meus et de pratis ut crescere queunt karradas VII》[わたくしランドルフは、わたしが骨折って手に入れたわたしのものを、わたしの魂のために聖ボニファティウス修道院へ寄進し、そしてわたしの死後は、わたしの息子であなたたちのセルヴスである Wolfhah が、あなたたちの（生活の）ために耕作するための前記のものを、また、わたしおよびわたしの息子がそこに居住するための二つの小さな庭畑地を、そして採草地にかんしては、7荷車分のものが生長することができるようにもつこととなるであろう]。E. F. Dronke. Codex diplomaticus Fildensis. Cassel, 1850, S. 168.
- 3) 修道院記録集がこの行為の書きとどめをふくんでいないということを、われわれは指摘しておかなければならない。自己を農奴化するすべての事例が、かならずしもその教会施設の記録のなかに映しだされているわけではけっしてなかったということはあきらかである。

財産の一部を喪失したのちに自己を農奴化する事例は、フライジング修道院記録集のなかにもみうけられる。818年に Perahart 某は、《se ipsum tradit in servitium sancte Mariae...cum omnia eo die pertinentia》[彼自身を、……当時所属していたすべてのものといっしょに聖マリアのセルヴス身分として寄進した]。彼によって譲渡された財産の構成分子のなかにはいっていたのは、屋敷地と家屋との半分、1人のセルヴス、12モルゲンの土地、そして、30荷車分の乾草をあつめることができる採草地である<sup>1)</sup>。このばあいにも、われわれは、寄進者を世襲領主として位置づけることはできない。これにたいしては、彼の経営の規模が反証するし、しかもそのばあい、われわれは、寄進者は、彼がもっていた財産のすべてを譲渡したということを疑うことはできない。なぜならば、財産の寄進が、autotraditiones [自己寄進] の行為と結合しているからである。Perahart は、その財産のすべてを人身的自由といっしょに失ってしまう以前に、すでにあれこれの方法で自分の経営の半分をあいついで失っていたということはあきらかである。

1) Th. Bitterauf. Die Traditionen des Hochstifts Freising. Bd. I, No. 404.

サン・ガレン修道院記録集のなかには、809年に Edilleoz がおこなった寄進が書きとどめられている<sup>1)</sup>。寄進の対象は、《ommen [omnem] conquisitionem meam, quam adquisitam habeo in Puazinchova vel in eadem marca a liberis hominibus》[わたしが Puazinchova において、あるいはそのおなじマルクにおいて自由民なるをもって獲得し

でもっているわたしの蒐集物のすべて[を]]であった。寄進者は、従来の小作料<sup>2)</sup>を維持しながら自分自身も、そしてその子孫も、彼の父によって修道院へ譲渡された土地をプレカリウムによって保有しつけるという条件で、その財産のすべてを修道院へ譲渡した。しかし、彼の子孫たちが人身的自由の状態を失ったばあいには、プレカリウム契約は破棄され、土地は修道院へもどされなければならなかった<sup>3)</sup>。このようにして、このばあいにも、たとえ財産の一部分の寄進が寄進者の経営の衰退をもたらさなかった（それだけではなく、寄進者はあたらしい獲得をおこなうことができた）としても、その瞬間にはどうか切り抜けることができるプレカリウム被許与者的寄進者のじつにその子孫たちにとっては、いずれにせよ、人身的自由が奪われる危険が存在していたのである<sup>4)</sup>。

1) H. Wartmann. Urkundenbuch der Abtei Sanct Gallen. Zürich, 1863, No. 203.

2) 《...V denarios et tres operare in anno dies, in fossione vinearum unum, et in secatione foeni unum et in messione unum, et tres jurnales arare in anno uno》[...5 デナリウスと、年賦日として3日、ぶどう園の掘りかえしに1日、乾草の刈りとり1日、刈りいれに1日ほど働くこと、さらに、1年に3コルナルを耕すこと]。

3) 《Quod si heredes defecerint vel si ingenuitas ob eis ablata fuerit, tunc ad monasterium prefatum [praefatum] pleniter redeant》[もしも相続人たちが背反しさえしたならば、あるいは自由身分が彼らから奪われさえしたならば、彼らは、前述のものを、修道院へ完全にもどされなければならない]。

4) 人身的自由をその後喪失した農民的な型の共同体員による土地財産の部分的な寄進のいろいろの事実をわれわれが検討するのは、これらの事実が修道院記録集資料における大量的現象であるという理由からではない。反対に、このような種類の事実を確定することができるのは、きわめてまれなばあいであるにすぎない。しかし、これらの事実は、二つの原因によって重要である。すなわち、第一には、封建制度の発展によって生みだされる主導的な諸傾向の一つが、それらのなかにもっとも純粋なかたちであらわれているということ。第二には、それらは、小地面の寄進者たちがおそらくは自由な共同体員の農民であったということを争う余地もなく証明し、したがってまた、いわゆる不明確な寄進の研究は、農民的財産にたいする教会施設の封建的横奪の過程を具体的にあきらかにするという見地からすれば、将来性のない仕事であるとみなすことができないということである。

寄進者の社会的風貌をあきらかにするにあたっては、われわれは、いろいろとちがった書状における寄進者と証人のなまえを同一化するようなやりかたをも利用しなければならぬ。しかし、このばあいにわれわれは、あとで結論と総括とをおこなうさいに生ずるいろいろの危険が、このやりかたの本姓自体のなかにかくれているということをわすれてはいけぬ。われわれは、寄進者と証人のなまえを同一化するやりかたは、その

村落の所有者もしくは住民の部類のなかに研究者がふくめる人物の範囲をせばめることになり<sup>1)</sup>、それゆえ、この方法をもちいるにあたってわれわれが、幾人かの人物の財産を一つの経営のなかに結合し、まさにそのことによって小世襲領主あるいは大世襲領主さえをも「つくりだしてしまう」ようなことをしかねないということを、確信をもって否定することがふつうはむずかしいか、あるいは、ほとんど不可能である<sup>2)</sup> ということをおぼえてはいけぬ。修道院記録集資料がこのような種類のおぼやかりを未然にふせぐことを可能にさせるのは、わずかなばあいであるにすぎない。つきにあげるのは、Lobdengau に関係のある書状からとりだした事実のなかの若干のものである。ハンドシュスハイムならびにその隣接諸村落からの書状においては、Hucbert—Humbert というなまえがしばしばみうけられる。第354号(790年)の書状では、寄進者は、Hucbert ならびに彼の妻 Liobgarda と呼ばれている。第356号(792年)の書状からわれわれは、寄進が、Hucbert 某の「魂のやすらぎのために」おこなわれていることをするのであるが、もしも寄付が、Theodana というなまえの彼の妻の「魂のやすらぎのために」もおこなわれるという保留条件がなかったならば、第354号の書状の Hucbert と第356号の書状の Hucbert とを同一視することはきわめて容易であつたであらう<sup>3)</sup>。778年に Nithard と彼の妻 Richgart は、ハンドシュスハイムにおいて《quintem partem de vineam I》<sup>4)</sup> [一つのぶどう園の五分の一を] ロルシュへ譲渡した。おなじ年にブランクシュタット村(ハンドシュスハイムの南西15キロ・メートルのところにある)において、Nithard は、2モルゲンの耕地を寄進している<sup>5)</sup>。しかし、この2人の寄進者を同一視することは不可能である。なぜならば、第二の書状ではニトガルドは、妻の Weeltrut といっしょに記名されているからである。おなじニトガルドが再婚したのではないだろうか、と考えることもできない。なぜならば、第一の寄進の日付は778年3月15日であり、第二の寄進の日付は3月21日になっているからである。第325号の書状の Nitgard を第779号の書状の Nitgart とどうしても同一視しようとのぞむばあいでも、これら二つの寄進を時間的に区別する5日間に《Nitgard—Nitgart》が、もとの妻の葬式をすましてあたらしく結婚することができたと仮定することは不可能なことである。なまえが同一であるかどうかをしらべるにあたって、考えられている名称の同一視が争う余地のないものであるか、それとも不可能なものであるかを争う余地もなく立証してくれる資料が通例は存在しないということは、残念である。もう一つだけ実例を引用しよう。ハンドシュスハイムからの書状のなかに、しばしば《Rutpert—Rutbert》というなまえがみうけられる。しかし第293号の書状の証人簿からあきらかなように、ここでは767年には、これらのなまえをもった自由な所有者は、すくなくとも2名は存在した。このため、《Rutpert》というなまえのいろいろの寄進者ならびに証人が同一人物であるかどうかを今後しらべていくことは、その結果の点できわめておぼつかないものとなるのである。

1) 2—3のなまえがくりかえされる証人簿が同一のものであるかどうか問題となる諸

事例をもふくむ。

- 2) ちがった諸村落からの書状のなかにあらわれるなまえを同一視するのは、とくに問題がある。たとえば、修道院記録集のなかでおなじなまえが、他のガウからの書状ではまれにしかみいだされないか、あるいは存在しさえしないにもかかわらず、そのガウ内ではこのなまえがしばしばくりかえされているということを引用しても、この引用は、たんにこの名称がそのガウにおいては広範にひろまっているという証拠であるにすぎず、それ以上のものではない。居住地点がたがいはなれておればおるほど、あれこれのなまえを同一視することを可能にする論証は、それだけよりいっそう確実なものではなければならない。また、それだけよりいっそう全面的に裏付けられたものでなければならないということはあきらかである。
- 3) だが、このことは、このような同一視の結果として、あきらかに封建的所有者であった第356号の書状の Hucbert が、われわれの手によって、いわばハンドシュスハイム村において第354号の小寄進者を「押しつけてしまう」ということを意味するのである。
- 4) 第323号。
- 5) 第779号。

うえに引用した比較対照のすべては、ハンドシュスハイム、そしてまた Lobdengau の他の諸村落を、封建領主によって横奪されおわったマルク共同体として考えることができないうことをものがたっているが、しかし、この比較対照のすべては、封建的所有者がここには一般に存在しなかったということをけって意味するものではない。なるほど、8世紀の最後の三分の一のあいだには、ハンドシュスハイム出身の寄進者たちのなかには伯も他の名門もおらず<sup>1)</sup>、証人のなかには伯がみうけられるにすぎない<sup>2)</sup>。あきらかに、この時期には封建的名門の上層部の代表者たちは、まだハンドシュスハイム・マルク共同体と関係をもっていないか、あるいはほとんど関係をもっていなかった。しかし、一般的にいって8世紀の最後の三分の一には、ハンドシュスハイム・マルク共同体のなかには封建的所有者は存在していた。つまり、隷属農民あるいは農奴の存在を予想する勤労者の封建的搾取のうえにその経済活動がもつづいたところの人物はすべて、封建的所有者のなかに入れなければならない。

- 1) Galeman 某が《*quae mihi Liutharius comes tradidit*》[Liutharius 伯がわたしへ譲渡した] フーフエの四分の一を寄進したのは、851年(第381号)のことである。リュトハル伯は877年(第40号)に、基本的にはいろいろの領主庭畑地——それに隷属している賦役員負担持分と隷属的保有者とをともなっている——の総体をなした土地財産の一大複合体を、Lobdengau において譲渡した。しかし、ハンドシュスハイムにおいては、わずかに8モルゲンの土地しか譲渡されなかった。リュトハルも、彼の祖先も、この村においてはいちじるしい財産をもっていなかったということはあきらかである。国王の土地の寄進がハンドシュスハイムの地域において争う余地もなく確認されるの

は、やっとなら882年になってからのことである(第42号。locus Aberinesburg——ハイリ  
ンゲンベルグ——、これは、ハンドシュスハイムの南東2.5キロ・メートルのところ  
にある)。8世紀に国王の土地所有がここに存在していたということについては、ロルシ  
ュ書状においてはつたえられていない。

2) 第281号(765年)——Warin 伯。

おそらく、封建的所有者のなかの若干のものは、比較的いちじるしい土地複合体をハン  
ドシュスハイムにおいてもっていたかもしれない(Dietlint<sup>1)</sup>, Druthmar<sup>2)</sup>, Erkanfrid<sup>3)</sup>)。それよりもはるかにしばしばみうけることができるのは、ハンドシュスハイム外に存在  
した封建的世襲領の付加物であったことが疑のない土地財産の、ロルシュによる獲得で  
ある。ハンドシュスハイムにおけるこのような寄進者の封建的所有者のなかにいれな  
ければならないのは、Waccho<sup>4)</sup>, Ida<sup>5)</sup>, Herdrich<sup>6)</sup>, Vdela<sup>7)</sup>, Bado<sup>8)</sup>, Emehilt<sup>9)</sup>,  
Gernant<sup>10)</sup>, Hildrich<sup>11)</sup>, Wanilo<sup>12)</sup> である。彼らの数は、ふやさなければならないか  
もしれない<sup>13)</sup>。ハンドシュスハイムに関係のある書状の特質としてみとめなければなら  
ないのは、封建的世襲領もしくはその疑いもない構成要素とよぶことができるような  
経済上の複合体は、きわめてまれにしかロルシュへ譲渡されず、そのばあい、寄進の対象  
がハンドシュスハイム外の封建的世襲の付加物として考えられる事例が相対的に多数で  
あるという事実である。このことは、世襲領の複合体もしくはその争う余地もない構成  
要素の譲渡がハンドシュスハイムよりもよりいっそうしばしばみうけられる Lobdengau  
の他の若干の諸村落からの書状と比較対照してみるならば、あきらかにみとめられると  
ころである。たとえば、ヴァールシュタットに關係のある25通の書状<sup>14)</sup>のなかで、この  
ような種類の寄進を定式化している書状は4通であり<sup>15)</sup>、イルヴェスハイム村の28通の  
書状<sup>16)</sup>のなかでは3通であり<sup>17)</sup>、ジッケンハイム村の31通の書状<sup>18)</sup>のなかでは3通で  
ある<sup>19)</sup>。おそらく、このような特質は、封建的所有者がハンドシュスハイム村において  
ロルシュへ寄進したのは、ハンドシュスハイム外におけるものとは別の対象であったとい  
うことと関係があるよりはむしろ、ここでは封建的關係は、おなガウの他の若干の諸村  
落とくらべてははっきりと表現された形態をとっていなかったということと関係があるの  
であろう。

1) 第324号。

2) 第356号。Druthmar は、あきらかに、イルヴェスハイムに土地財産を保持していた  
(第469号—785年)。

3) 第315号。

4) 第283、第316、第344、第293号。

5) 第625号。

6) 第689号。

7) 第2623号。



- 8) 第2501号。
- 9) 第2457号。
- 10) 第290、第421号。
- 11) 第326、第709、第756号。
- 12) 第482号。
- 13) たとえば、Hucbert (第356号) は、このようなものである。
- 14) 第482—506号 (766—791年)。
- 15) 第491、第496、第498、第505号。
- 16) 第446—473号 (766—795年)。
- 17) 第449、第454、第458号。
- 18) 第617—648号 (766—798年)。
- 19) 第625、第626、第630号。

Lobdengau においては、彼らが非自由民の労働力をその経営において管理したかぎりにおいて文献ではふつう小世襲領主のなかにいれられているが、しかしそのばあい、この労働力がどのように搾取されたかという問題がふつうは未解決のままであるようなカテゴリーの所有者<sup>1)</sup>も、やはり存在していた。ところが、非自由民の労働力がどのように搾取されたかという問題にたいする回答は、経営の型をきめるにあたって決定的なものである。われわれは、他人の労働の搾取によって生活したアロッド所有者的共同体員のすべてが、すでに形成された封建的生産関係の基礎のうえでその経営をいとなんでいたと主張することはできない。ネッカー河下流の地域の諸村落では、非自由民——しかし彼らは、賦役負担持分の保有者ではなく、屋敷内の奴僕としてあらわれていた<sup>2)</sup>——の労働の搾取にもとづいた完全な生産上の単位であったことが疑いもない寄進地が、8世紀後半には、そしてそれよりものちにおいてさえもみうけられるのである。ジッケンハイムにおける Erpholt ならびに彼の妻 Saligunt の寄進地は、このようなものである<sup>3)</sup>。この寄進地は、ここでは疑いもなく屋敷地としてあらわれているマンス<sup>4)</sup>、いろいろのカテゴリーの付属地<sup>5)</sup>、記名されて列挙されている12人の非自由民、そして、6頭の大きな家畜からなりたっている。たとえ Erpholt と Saligunt が、領主庭畑地とそれに隷属する賦役負担持分とからなった別の生産上の諸複合体を他の諸村落において占有していたとしても、ジッケンハイムにおいては彼らは、すでに形成された封建的所有者としてはあらわれなかったのであるが、それと同時に、もはや彼らは、非自由民の労働力が彼らにとっての生産過程において補助的な意義しかもたなかったような共同体員でもなかった。Bubo が妻 Willisvind といっしょにおこなった寄進の対象も、あきらかにこのような性格をおびていた。すなわち、彼らは、マンハイムにおいて一つのマンスを、《cum omni edificio superposito, et XL jurnales, et vineas, et prata》〔そのうえにおかれた建物、15ユルナル、ぶどう園、そして採草地のすべてといっしょに〕寄進し、そしてま

たボルンハイムならびにフ・イデンハイムにおいては、そこで彼らがもっていたものをすべて寄進した。それだけではなく、彼らは、13人の *mancipia* を修道院へ譲渡した<sup>6)</sup>。賦役負担持分のうゑに拘束されていない屋敷内の奴僕<sup>7)</sup>の労働にもとづく経済上の単位としてさらによりいっそうはっきりとあらわれるのは、Benno が妻の Gisa といっしょにオッパウにおいておこなった寄進の対象、すなわち、正確に指示された境界をともなるマンズの屋敷地、40モルゲンの耕地、採草地、10人の *mancipia*、ぶどう園、家畜、そして一群の馬である<sup>7)</sup>。Geilrat と彼女の娘 Waltrad の寄進地のなかには、あきらかに、おなじような型の財産が存在した。すなわち、彼女らは、《in Suaboheim I mansum, et I hobam, ad ipsum mansum pertinentem, et in Niwenheim I vineam, et mancipia, Albertum, Adalhildam, Willifridum, Gozmundum, Bobbonem, Helihildam, Otgerum, Rutlindam》<sup>8)</sup> [Suaboheim において一つのマンスト、このマンス自体に所属する一つのフーフェとを、また、Niwenheim においては一つのぶどう園と、*mancipia*、すなわち Albert, Adalhilda, Willifrid, Gozmund, Bobbon, Helihilda, Otger, Rutlinda とを] ロルシへ譲渡した。Lobdengau からの書状のなかには、このような型の寄進地はあまり多数はみうけられない。しかし、このような寄進地をあかるといふことができるということ、8世紀おわり—9世紀はじめにおけるネッカー河下流の流域の村落の社会経済的構造を全面的に理解するうゑで、きわめて深い意味をもち、またきわめて重要である。まして、われわれがとりあついているのは、地方的意義しかもたないような現象ではけつてないのである<sup>8)</sup>から、なおさらのこと、これは重要である。ハンドシュスハイム村においてはわれわれは、屋敷内の奴僕<sup>7)</sup>の労働に基礎をおく経営が8世紀後半に存在したという直接の指示をもっていない。しかし、ハンドシュスハイムにおいてこのような型の経営が存在する可能性を否定するならば、それは、完全に正しいものであるとはとうていいえないであろう。Walther, Erkanbald, Ratfried, Giselhelm のような第5グループの寄進者たちは、おそらくはこのような型の経営の所有者であつたであろう。といつても、彼らは、われわれの史料のなかにかくまれている彼らにかんするうゑに引用した資料から判断するならば、おそらくは、非自由民の労働力が彼らの経営にとって補助的な意義しかもたなかつたふつうの共同体員であつたであろう<sup>10)</sup>。

1) 修道院記録集資料によって確認された「小世襲領主」が内部的には同質的でないということに注目したのは、ア・イ・ネウスイヒンであり、彼は、つぎのように指摘した。「……われわれは、共同体員のいろいろの層が封建的大所有者に大量に隷属しはじめた初期封建制度を研究するにあつて、まさにどのような寄進者が農民に所属し、どのような寄進者が「小世襲領主」に所属したかをきめることが、……むずかしい。というのは、寄進者のいろいろのカテゴリーは、共同体員のいろいろの層の出身であつたが、これらのいろいろの層を、形成された封建制度のもとであらわれているようなかたちでの農民と小世襲領主というカテゴリーに区分することが、きわめてむずか

しいからである」(ア・イ・ネウスイヒン「階級としての封建的隷属農民層が発生する過程の第一段階の問題によせて」、論文集『中世』第6集、20ページ [国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、163ページ、ダニローフのテキストでは傍点が脱落])。

- 2) その村における寄進者の財産全体を構成していた寄進の対象の記述においては、通例は、マンスだけしか記述されていない。ところが、[この]書状の内容は、かなりはっきりと個別的にとりあつかわれており、われわれは、寄進の対象が具体的であるという点から判断するならば、非自由民の賦役負担持分は、寄進地を形成した諸要素の列举にさいして完全に脱落してしまったなど考えることはできない。
- 3) 第636号(788年)。
- 4) 《...I mansum, cum edificio, de I latere tenet Ekkhart, de alio adiungitur [adjungitur] strata, de III retio sancti Medardi, de IV strata publica...》 [建物をともなった一つのマンスを……、一方の側では Ekkhart が保有し、他方の側では通りが、第三の側では聖メダルドのかこいが、第四の側では公道が接している]。
- 5) 《...quidquid in ipsu marca visi fuimus habere, terris, campis, pascuis, perviis, silvis, aquis, aquarum ve decuribus...》 [そのマルク自体において土地、畑、放牧地、小径、森林、水あるいは水流のかたちでわたしがもっているといもわれていたすべてのものを……]。
- 6) 第582号(797年6月18日)。おなじ年の7月1日に、Bubo は Wolfhart といっしょに、フォイデンハイム村において5モルゲンの土地をロルジュへ譲渡した(第527号)。ブボがここでは、完全な経済上の複合体をもっていなかったということはあきらかである。
- 7) 第579号(808年)。781年には、おなじ寄進者たちは、2ユルナールの耕地とぶどう園の一つの地面とを、ヴィプリンゲンにおいて譲渡した(第708号—781年)。
- 8) 第436号(792年)。
- 9) 屋敷内の奴僕が基本的な労働力であった経営は、たんにロルジュ修道院記録集だけにみうけられるわけではない。つぎに、ヴィツェンブルグ修道院記録集からの若干の実例をあげよう。742年に Liutfrid と彼の妻 Theutila がおこなった寄進の第一の対象の記述は、つぎのような形式をとっている。《hoc est donamus in Cincioneswilare in pago Alsacense quam ex aliquo parentum [parentium] nostrorum aut undecumque ad nostrum pervenit dominacionem et presenti tempore possidere videmus cum omni merito et termino suo cum adiacenciis adiuntis apendiciis [adjacenciis adjuntis apendiciis] cum terris domibus edificiis mobilibus et immobilibus et mancipia denominatedas [mancipiis denominatis] XIII...cum hoba et molino [molito] constructo vel campis pratis silvis pascuis aquarumque decursibus quicquid in ipsu [ipsa] fina

superscripta》〔すなわち、われわれは、われわれの祖先のだれかから、あるいはだれかからなりとわれわれに帰して、現在われわれが所有しているとおもわれている所有物を、そのあらゆる中心と境標といっしょに、接近物、付加物、付属物といっしょに、土地、家屋、動かさうるまた動かしえない建物、そして13人の記名されたマンキピアといっしょに、……フーフェと組みたてられた建築物、あるいは畑、採草地、森林、放牧地、水流といっしょに、上述の境界自体にあるすべてのものを、Alsacins 村における Cincioneswilare において譲渡する〕(C. Zeuss. Traditiones possessionesque Wizenburgenses. Spira, 1847, No. 2). まったくははっきりと表現された封建的経営を全体としてしめして774年の Ado の寄進 (Ibid., No. 71) では、賦役負担持分のうゑに拘束されている非自由民 (mancipia) の列挙にさいして、この非自由民のなかの若干のものがさらにまた非自由民をもっていたことが指示されている。《Widilione et cum uxore sua Gisa et illorum [illis] mancipus II...Liudo cum suo servo et omnes res suas》〔その妻 Gisa ならびにかの2人のマンキピアをともなった Widilione を、……そのセルヴスをともなった Liudo ならびに彼のすべてのものを〕。農奴たちに所属した非自由民は、これらの農奴たちあるいは彼らの祖先が人身的自由を喪失したのちに彼らによって獲得されたものであると考えることはできない。むしろ、最近まではこれらの農奴の領有者たち〔Widilione あるいは Liudo——訳者〕は、その経営のなかで屋敷内の奴僕労働をもちいていたが、しかし封建的所有者ではなく農奴に転化したところの自由な共同体員のアロッド所有者なのであった。おなじような事実は、フルダの資料によっても確認される。《He [Hi] sunt familie [familiae] servorum sci Bonifaci census redditum. Buno et uxor cum I filia et X mancipiis...》〔彼らは、周知の Bonifac へ小作料を支払いつつあるセルヴスたちのファミリアである。1人の娘と10人のマンキピアをともなった Buno ならびに妻は、……〕(E. Fr. Dronke. Traditiones et antiquitates Fuldenses. Fulda, 1844. cap. 51)。第48—第54章 (Ibid., S. 133—136) は、このような事実をすくなくふくんでいる。奴僕労働にもとづく経営の寄進は、同上、第6章第38節、第42章第9節、第11節、第63節にある。このような経営の存在を、F・リュトゲ (たとえば E [F?]. Lütge. Deutsche Sozial-und Wirtschaftsgeschichte. Berlin, 1952, S. 50, 64—65 を参照せよ) は、ゲルマン諸種族のもとではあたかも太古から世襲領的關係が存在しているかのような論拠として利用している。彼の意見によれば、カロリング時代には問題は、たんに世襲領の一つの形態と他の形態とのいれかわりに帰着したにすぎないのである。

われわれの文献においては、奴僕労働にもとづく経営の問題は、サン・ベルタン修道院記録集の資料によってア・デ・ウダリツォフが考察した (『カロリング・フランドル〔農業〕史論』)。ア・デ・ウダリツォフがなしたように、8—9世紀には独自の奴隷制的経済制度は存在せず、存在したのは中間的・不安定的な経済形態であり、こ

の形態が共同体員の一部のあいだにひろまっていたのであるとのべる方が、より正しいことはあきらかであろう。

10) Giselhelm および Erkanbald は、ロルシュへ非自由民を譲渡しなかった。しかし、われわれが彼らの経営にかんしてもっている資料は、彼らの経営のなかに屋敷内の奴僕が存在する可能性を排除しない。しかし、ギゼルヘルムおよびエルカンバルドを封建的所有者として位置づけるならば、それは、根拠のないものとなるであろう。自分の労働で土地を耕作し、そして農民的な型の所有者としてあらわれるふつうの共同体員であったものを、寄進者たちのあいだで区別する問題にたちかえてみると、われわれは、つぎのように考えることができる。すなわち、ハンドシュスハイム村におけるこのようなふつうの共同体員の存在は、たんに例外的なものとしては考えることができない。それだけではなく、8世紀の最後の三分の一におけるこの村についてわれわれが知っているすべてのことを考慮するならば、このようなものの存在は疑いのないところである。たとえば、Godebert<sup>1)</sup>、Bertdad<sup>2)</sup>、Liuthelm<sup>3)</sup>、Starcher<sup>4)</sup>、Alaicho<sup>5)</sup>をこのようなものとして位置づけることを拒否するどのような根拠も、われわれのもとには存在しない。農民的な型の共同体員は、あきらかに第1グループの寄進者のいちじるしい割合をなしている。といっても、彼らは、寄進者の他のグループのなかにもしめされるのである。たとえば、寄進者の第4グループにおいては、Hildrich ならびに Becca<sup>6)</sup>は、非自由民の労働が決定的な意義をもたないような経営の所有者として考えることができる。

- 1) 第361号。
- 2) 第307、第329号。
- 3) 第291、第311、第350号。
- 4) 第358号。
- 5) 第288、第758号。
- 6) 第326、第709号。

このようにして、9世紀の境目におけるネッカー河下流の流域のハンドシュスハイムその他の諸村落における所有者の構成は、きわめて多種多様であった。マルク共同体の胎内から成長してきた封建的所有者とならんで、ここには種々様々なカテゴリーの共同体員——彼らのあいだの両極は、屋敷内の奴僕の使用にもとづいてその経営をいとなむ所有者と、非自由な労働力をもっていなかった所有者とであった——が存在している。農業関係の複雑性は、ひじょうにさまざまにちがった地位にある同一の所有者たちが、相異なるマルク共同体に存在したいろいろの地面をもっていたという事情によって倍加された。

ハンドシュスハイムにかんしても、また、Lobdengau の他の諸村落にかんしても、われわれは、エリ・テ・ミリスカヤのつぎのような主張、すなわち、「……われわれが農民

を寄進者たちのなかにみいだすのは、農民が、一定の水準以下におち、自由なアロッド所有者の共同体員の大衆から分離し、もはやほとんど自由を喪失して、隷属させられようとしているときであるにすぎない。別の環境のもとでは、彼らは、そのすがたをあらわさない……」<sup>1)</sup> という主張を正しいものとしてみとめることはできない。おなじように、われわれは、ハンドシュスハイム村にかんするロルシュ修道院記録集資料は、エリ・テ・ミリスカヤの他の結論、すなわち、「この時代には農民は、多くのばあい、もはや世俗世襲領の構成分子のなかにふくまれており、彼らは、大規模な教会世襲領との土地契約の対象ではあったが、その主体ではなかった」<sup>2)</sup> という結論をも確認しているなどとのべることはできない。ハンドシュスハイム村においては、すでにあきらかにしたように、すくなくとも100—110人の土地所有者が存在していたが、その大部分は、封建的土地所有者として位置づけるなんらの論拠も存在しえない小土地所有者として、われわれのまえにあらわれている。もしもわれわれが、ハンドシュスハイムにロルシュ修道院が封建的所有者として出現したころには、自由なアロッド所有者の共同体的持分の本源的な封建的横奪の過程がここではすでに完成され、修道院の土地所有の役割は、すでに世俗の封建的世襲領主に所属していた土地財産を自分の手中にあつめることだけにとどまったと考えるならば、それは、とうてい正しくないであろう。われわれは、農民的な型の所有者<sup>3)</sup>をもふくむ種々様々なカテゴリーの自由なアロッド所有者の財産であった土地の本源的な封建的横奪における積極的な役割もまた、ハンドシュスハイムにおける大規模な教会世襲領に所属していたということを疑うことはできない。

1) エリ・テ・ミリスカヤ「8—9世紀の西南ドイツにおける村落の社会構成」、論文集『中世』第7集、19ページ〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、219ページ〕。

2) 同上、25ページ〔同上、231ページ〕。エリ・テ・ミリスカヤはまったく正当にも、自由な共同体員が隷属農民に転化する過程において世俗の封建的土地所有が重要な役割をはたしたと主張している。エリ・テ・ミリスカヤの研究は、初期中世ドイツ村落における封建的生産関係発生 of 具体的な道の研究において貴重な貢献をなすものであるということは疑いない。しかし、われわれは、エリ・テ・ミリスカヤの総括のすべてを、根拠のあるものとしてみとめるわけにはいかない。

3) エリ・テ・ミリスカヤは、正当にもつぎのように指摘している。「自由農民は、社会の封建化がはげしくすすんでいく条件においては、自由な共同体員から封建社会の隷属農民への過渡的な型であるにすぎない」(エリ・テ・ミリスカヤ「8—9世紀の西南ドイツにおける村落の社会構成」、論文集『中世』第7集、19ページ〔国本哲男・福富正実訳編『ゲルマン共同体の基本構造』、220ページ〕)。ただわれわれは、この過渡的な型は、初期中世の全期間をつうじてドイツのいろいろの地方にみうけられたということを念頭におかなければならない。この事情を考慮しなくては、10—11世紀における

ドイツ史全体の特徴を理解することができない。

この地域でおこなわれたロルシュ修道院の封建的土地所有のはげしい成長は、ここに存在したすべての形態の土地財産を強奪した。この時期における修道院の土地政策は、ここではまずはじめに、ぶどう園のようなもっとも収益の多い地面の獲得<sup>1)</sup>にむけられ、また、その従前の所有者の基本的な経済上の複合体が存在したマルク共同体の範囲外にあったいろいろの土地の強奪<sup>2)</sup>にむけられた。しかし、その性格と規模の点ではきわめて相異なるいろいろの地面が修道院のもとに集中された結果として、どのような性格をおびた変化がLobdengauに生じたかということをしめすためには、ロルシュによって獲得された土地財産をロルシュがどのように利用したかということをあきらかにすることが重要である。この点で重要な意義をもっているのは、9世紀はじめのものであるLobdengau諸村落における修道院所属フーフェの目録である<sup>3)</sup>。この記録からみちびきだされるところによれば、ロルシュは、初期中世の封建的世襲領にとって典型的なヴィリカチオン制度（領主直営地とこれに従属する農奴の賦役負担持分とをともなった領主庭畑地）の諸原則に照応して、個々の村落において土地の一部を利用していたということは疑いない。しかし、第一には、目録のなかで記名されているのは、8世紀の最後の三分の一のあいだに修道院が土地所有者となったLobdengauの小部分の村落だけにすぎないし、第二には、ヴィリカチオン化がおこなわれた諸村落においてこのヴィリカチオン化は、ロルシュへ帰属した土地のすべてをふくんでいたわけではなかった。ハンドシュスハイムにおいて領主直営地のもとにはいったのは、1フーフェの土地であり、そして3フーフェが、修道院セルヴスの賦役負担持分であった<sup>4)</sup>。ハンドシュスハイムにおいて獲得された幾十というぶどう園は、セルヴスたち——三つのフーフェの保有者たち——の家族によっても、また、屋敷内の奴僕——もしもこのようなものをこの村において修道院が管理していたとすれば——によってもおそらくは耕作されなかったであろうということは、まったくあきらかである。それだけではなく、われわれは、修道院セルヴスのフーフェの構成分子のなかにかんがりの数量のぶどう園の地面がふくまれていたと考えるとどのような根拠をも、決定的にはもっていない。セルヴスの貢租のなかには麦酒が記述されているが、ぶどう酒は記述されていない。

- 1) 765年から800年にかけてロルシュは、ハンドシュスハイムだけで、ぶどう園にされた約75の地面を獲得した。これらの年間にLobdengauにおいて修道院の財産になったぶどう園のおなじく総数は、200をこえている。
- 2) ハンドシュスハイムならびに他の若干の諸村落においてこのように多数の小寄進地が存在したということは、あきらかにこのことによって部分的には説明される。
- 3) 第3651号。
- 4) Lobdengauの他の諸村落にかんする修道院フーフェの目録は、ハンドシュスハイムにとってこの記録があたえているものと本質的にはちがっていない。マンハイム、ド

ルンハイム、そしてジッケンハイムでは2フーフエずつ、ツェルスハイム、シュベンハイムでは1フーフエずつ、イルヴェスハイムならびにヴァールユタットでは4フーフエずつである。

Lobdengauにおいてロルシュが獲得した土地の規模と、ヴィリカチオン制度の原則によって利用されている土地の数量とのあいだのこのような相互関係は、Lobdengau 諸村落におけるプレカリウム関係の役割にかんする問題を提起する。圧倒的多数の書状は、寄進者のプレカリウム被許与者への転化についてはなにもものべておらず、これらの書状のなかではふつうは、どのような条件もつけられずに《a die presente》対象が修道院へ帰属しているということが、指示されている<sup>1)</sup>。しかし、よく知られているように、12世紀におけるロルシュ修道院記録集の作成者は、圧倒的多数の懇願状をこの修道院記録集のなかに意識的にふくめなかった<sup>2)</sup>のであるから、Lobdengau 諸村落における広範に発展したプレカリウム制度の存在は、うゑに引用した領主直営地と賦役負担持分とにかんする資料を考慮するならば、とうてい疑いえないところであろう。それだけではなく、われわれは、プレカリウムによる保有地のその後の運命を、一定の意味においてしらべることができる。10世紀のまきにはじめのころに関係のある Lobdengau の若干の諸村落におけるロルシュ領主直営地ならびに賦役負担農奴持分の目録<sup>3)</sup>においては、修道院のそれぞれの領主庭畑地と関係のある領主直営地の規模も、また同様に農奴フーフエの数量も増大しているということがみとめられる。すなわち、ハンドシュスハイムにおいて領主直営地のもとにはいていたのは6フーフエ2モルゲンであり、そして、15フーフエが農奴の賦役負担持分であった。ジッケンハイムにおいて領主直営地のもとにはいていたのは4フーフエ8モルゲンであり、そして、12フーフエが農奴の賦役負担持分であった。イルヴェスハイムでは、それぞれ、6フーフエと13フーフエである。9世紀のあいだにハンドシュスハイムにおいてロルシュが獲得した土地財産と、この修道院世襲領の構成分子のなかに直接にふくめられた土地の規模とを比較対照してみるならば、われわれは、修道院世襲領のなかに直接にふくめられた土地がこのような規模にまでいちじるしく拡大するためには、これらの獲得物だけでは不足していると考えることができる<sup>4)</sup>。あきらかに、9世紀のあいだに修道院は、ハンドシュスハイムにおいて土地財産利用制度に大きな変化をもたらし、この結果、多数の寄進者にとってプレカリウム関係は、《vim et locum amiserint》<sup>5)</sup> [効力と時宜とを失った] ということになったのである。それゆゑ、われわれは、以前にはいろいろちがった社会経済的地位の人物に所属していた土地財産が大規模な封建的教会襲領の構成分子にひきいられる形態の一つとして、プレカリウム関係が役割をはたしたということを否定することはできない。

1) 例外をなしているのは、第581号(796年)の書状である。《...ego Wenibrath por remedio animae genetricis meae Fritgundis dono ad sanctum dei martyrem Nazarium ...I iurnalem in Lobodunensi in Manninheim pro vinea I quam genitrix mea iam dicta



tradidit Theotfrido ad sanctum N tradendam, ut illam vineam habeam diebus vitae meae in censum VI denariorum, et post mortem [mortem] meam eadem vinea cum iurnali revertatur in dominium sancto N...》[……わたくし Wenibrath は、わたくしの母親 Fritgund の魂の救済のために、Manninheim における Lobodunense で1ユルナルを、前述のわたしの母親が聖ナザレへ寄進するように Theotfrid 委任した一つのぶどう園のかわりに、……神の聖なる殉教者ナザレのために寄進するが、これは、わたしが終身間4デナリウスの小作料でそのぶどう園をもつためであって、わたしの死後は、そのぶどう園は1ユルナルといっしよに、聖ナザレの所有に帰するものとする]。このようにして、ヴェニブラトは、彼の母が第三者をつうじて寄進したぶどう園を終身間の保有地として保持するために、さらに1モルゲンの土地を譲渡したのである(指摘しておかなければならないのは、フリドクシダ[フリドグンド?]のぶどう園のテオドフリドによる譲渡は、ロルシュ修道院記録集のなかにはみうけられず、あきらかにそれは、修道院によって獲得された土地全部の譲渡が、この記録集のなかでは不完全にしか書きしるされていないということを指示しているという点である)。

第二のきわめて深い意味をもっている事例は、つぎのようなものである。すなわち、773年(第624号)に Ado は、《I mansum, cum casa, et scuria desuper, et iurnales XI de terra araturia...omnia et ex omnibus, quamtumcumque ibidem habere visus fui...》[そのうえに小屋と納屋をとともなった一つのマンス、11ユルナルの耕地、……すべてのものを、そして、わたしがここでもっているとおもわれていただけのすべてのもののなかから]、ジッケンハイムにおいて譲渡した。したがって、Ado は、ジッケンハイムにおいてもっていたすべてのものを譲渡したと考えてさしつかえない(非自由民の記述は存在しない)。しかし、782年におなじ寄進者は、あたらしい寄進をおこなっている。この寄進は、つぎのように書かれている。《in Sickenheim unum mansum et quidquid in eadem marca, ad ipsum mansum, pertinere videtur, campis, silvis, aquis, aquarumve decursibus, casamque, et horreum atque alia aedificia, cum omni peculiari quae, quod hodie habeo, vel in posterum elaborare potero, in omnibus, a die presente trado...》[ジッケンハイムにおいてわたしは、一つのマンスを、そして、そのマルクにおいて畑、森林、水、水流、小屋などのかたちでそのマンス自体に所属しているとおもわれるもののすべてを、また、小納屋および他の建物を、すべてにおいて現在わたしがもち、あるいは将来わたしが労得することができるような全財産といっしよに、現在の日から寄進する……] (第631号)。あきらかにこれは、たんにおなじ対象の再度の寄進であるというだけでなく、ここには、プレカリウム関係が隠蔽されてもいる。寄進がおこなわれ、つづいて懇願がおこなわれているのは、第470号(791年)および第724号(807年)である。

2) 懇願状ならびに聴許状が書き落された理由を説明して、修道院記録集作成者の一人

は、つぎのように書いた。《precariae sive perstariae morte eorum, qui eas precario acceperunt, vim et locum amiserint》〔懇願状ならびに聴許状は、プレカリウムによってかのもを受けとったものたちの死によって、効力と時宜とを失った〕(Codex Laureshamensis, II, S. 3; おなじく、Codex Laureshamensis, I, S. 268, 294. を参照せよ)。ロルシュ修道院記録集の構成のこの特質にたいしてはじめて注目したのは、ドプシュである(A. Dopsch. Die Wirtschaftsentwicklung der Karolingerzeit, T. I, S. 102-104)。しかし、彼は、この正しく確定された事実を、小土地所有者にとっては教会のプレカリウムが社会慈善的役割をはたしたかのように偽証する人為的につくられたいくつかの論証の一つとして利用した。

3) 第3664号。

4) 9世紀にロルシュが獲得した個々の地面(第363—第383号)は、総計で85モルゲン土地である。そのほか、ある一つの事例(第381号)では、四分の一フーフェが獲得されている。四つの書状(第371、第375、第377、第382号)では、寄進者たちがハンドシュスハイムにおいてもっていたすべてのものがロルシュへ帰属したと書かれているが、しかし、これらの書状のそれぞれの内容の全体から判断するならば、寄進の対象は、第3651号と比較した第3664号の記録における領主直営地の増大を超過するほどの大きなものではありえなかった。

5) 残念なことには、われわれは、この過程がどのようにおこなわれたかを具体的にしらべることができない。

8世紀の最後の三分の一から9世紀はじめにかけてのネッカー河下流地域のドイツ諸村落における社会経済的関係にたいするわれわれの考察が限界をもっている<sup>1)</sup>にもかかわらず、われわれには、つぎのような基本的諸結論を定式化することが可能であるとおもわれる。

1) たとえば、本稿のわくのなかではわれわれは、修道院土地所有を増大させるために772年にロルシュが、王室からのインムニテート下賜状を獲得した(Codex Laureshamensis, I, No. 6)ことの帰結を分析しつくすことができない。なぜならば、もしもそれを分析しようとおもえば、われわれは、われわれの史料とわれわれが考察している地域の範囲とをはるかにこえなければならぬからである。

[1] フランク国家の基本的領域内における封建制度発生のはじめの部分でなかった農業変革の過程を分析して、エフ・エンゲルスは、教会施設への寄進を、土地所有権を失った封建的隷属農民ならびに農奴にふつうの自由民が転化する重要な手段の一つとして考えた<sup>1)</sup>。Lobdengau に関係のあるロルシュ書状によれば、われわれは、封建的な型の農業関係の成立においてカトリック教会が積極的な役割をはたしたということは、この地域においても疑いえないところであると主張してさしつかえない。ロルシュ書状は、すでに形成された封建領主階級内部において土地財産が配置転換されるこ

とだけを映しだしているのではなく、農民的な型の所有者をもふくむ相異なる社会的カテゴリーの共同体員に所属した付属地が、教会の大土地所有の構成分子のなかに直接にひきいれられていくことをも映しだしている。

1) 『マルクス・エンゲルス全集』第16巻第1部、394、398—399ページ [『マルクス＝エンゲルス選集』第16巻、290—292、298—299ページ] を参照せよ。

[2] ネッカー河下流の流域における8世紀後半—9世紀はじめのマルク共同体の構造の複雑性は、同一の所有者たちが相異なる村落にまたがって存在しており、いろいろのマルク共同体のなかには封建的な型の経営が存在しているという点にとくに映しだされたのであるが、この複雑性は、すべての共同体員が一方では封建領主、他方では農奴および隷属農民へ区分されおわったということを立証するものではない。しかし、このことは、農民的な型の共同体員の社会的地位が強固であるということをけっして意味しない。

[3] 修道院記録集資料の研究にさいして、われわれは、8—9世紀ドイツ村落における封建的関係の成熟の度合を誇張することにみちびくような歴史文献において立案された修道院記録集研究方法を、批判的に利用しなければならない。

——論文集『中世』第8集(ソ連アカデミー刊・1956年)、所収——

(福 富 正 実 訳)